

第9回 都市計画マスタープラン専門部会 会議録

1. 日時 平成22年12月17日（金）9時30分～12時00分
2. 場所 生駒市コミュニティセンター 203・204 会議室
3. 出席者
(委員) 田中部会長、今井委員、井上委員、城山委員、荒井委員、筋原委員、
(事務局) 吉岡部長、森本次長、林課長補佐、谷係長、百瀬主任（以上、都市計画課）
山口（パシフィックコンサルタンツ株式会社）
4. 欠席者 松村副部会長、戸川委員
5. 会議公開 公開
6. 傍聴者数 1名
7. 議事内容

部会長：みなさんおはようございます。今日は9回目の専門部会という事で、前回検討した地域別構想についてと、最後の章となる「実現化に向けて」について議論していただき、最後に、これまでご議論いただいた内容を整理して全体的なものを作らせていただいています。その内容についてご議論いただければと思います。これを都市計画マスタープランの素案としてまとめて、次回の12月24日の策定委員会で報告させていただきたいと考えています。

まず地域別構想について、事務局から説明をお願いします。

事務局説明

部会長：この地域別構想については前回ご意見をいただいた。例えば小学校区で分けたらどうかなど、いろいろな意見があった。前回ご欠席だった委員のご意見を事務局でまとめていただいた。小学校区で分けるとあまりに細かすぎるとか、ほかの区分でやると不合理が生じるということで、結果的に以前と同じ3区分に分ける。その代わり、内容については小学校区程度の区域を意識して考えるということで書いていただいている。これについて何かご意見は。

もともとの地域別構想についてはあまり細かく書かず、大まかな方針を示して、あとは地域の人々に自分の区域について考えていただくということで書いている。記述

としてはそれほど細かいことは書いていない。前の全体的な都市計画マスタープランの内容を踏襲して、地域別の特性に合わせてまとめ直していただくという形で作っていただいている。書き方としてこんな感じでよろしいだろうか。

委員：市民自治基本条例が施行されたということで、今部会でいろいろ検討している。あれもこれもではなく、あれかこれかでやっていこうということで、まだ意見はまとまっていないのだが、設立に向けて部会で話をしている。

財政的にも厳しい状況が今後続くだろう。高齢化も進んでくるだろう。一定のまとまりのある地域ということで市民自治基本条例に書いているので、この地域区分の設定ということでここに書いていただいた。市民自治協議会もまだ設立は2合目ぐらいである。協議会長を誰にするのかということになってなかなか意見がまとまらない。自治会が主になってやっていかないといけないだろう。できあがった時点で、各自治会、単一の自治会でやっている祭りをひとまとめにしてもっと大げさにやるのか、花いっぱい運動をやるのか、取り組みやすいところから行う。それがある程度浸透してきたら次の段階にレベルを上げて、地域でどんな課題があるのか、地域でできることは地域でやろう、子どもの安心安全ももちろんのこと、そういうこともやっていこうということになっているのだが、なかなか軌道に乗るのに時間がかかるだろう。

この間、26日、27日と敦賀市へ行ってきた。敦賀市は大きなだんじり、山車があるが、曳き手が高齢化してきて、どうもいかんということになった。そこで、学校、教育委員会と話をし、中学生を曳き手に引きずり込もうということで、教育委員会もその日だけ学校を休みにした。えらい英断だと思う。それでにぎやかになってきた。

つまり1カ所だけ頑張ってもできないと思う。このように事務局のほうで書いていただいたので、これを目標に市民自治協議会を立ち上げて、エリアごとに一定のまとまりのある中で、もっとレベルアップしていきたいと思っている。このような書き方でよいのではないかと思う。

委員：地域別構想の位置づけについて、「市民と行政が協働で」という文章をつけ加えてはどうか。

地域別構想について、北部、52ページ、「高山第2工区の方角性について、関係機関連携のもとに」云々とあるが、そこへ「市民も加わって検討・調整していく」としたほうがよいのではないか。この前も話したが、静岡がんセンター周辺の成功例などもある。

北部のまちづくりの方角性については、地域拠点の周辺に人口を集めて、そこで生活用品が何でも調達できるコンパクトシティ、こういう形に持っていくことが必要である。活力停滞の大規模住宅団地、北部も中部も南部も共通して言えることは、新興住宅地については古くなってくると残るのは老夫婦。そのうちに片方が亡くなり、一人暮らし、そして空き家ということになってくる。3世帯住宅の推進、特に行政がこれに援助する、こういう形に持っていくのがよい。最近の住宅会社のコマーシャルを見ても、3

世帯住宅で設計して売り出しているのが2社ほどあった。

中部地区についてはミスプリントがある。54 ページ、中部エリアの主な特性として、「生駒駅は」とあるが、「生駒駅周辺」の間違いではないか。

ズバリ言えることは、生駒駅周辺が魅力に乏しい。前々回のいこま塾で受講生の方が指摘されていたように、私もそう思うが、買い物するのになかなか買いたいようなものを売っていない。商店がほとんどないような状態。その策としては、人口を増やしていけないとしようがないと思う。ジャスコが閉店になった。その跡へ商業施設が来るのかと思っていたが、住宅が来るという話を聞いた。ということは、このあたりは商業施設を経営する会社からしても魅力がないと映ったのだろう。いちごっこになって、人口が少ないから店が来ない、店が来ないから人口が増えない。対策としては、集合住宅を中心に容積率の緩和を第一に考え、まず住宅、あるいは低層階が商店で上が住宅のげた履き住宅、他にも医療関係、介護関係、そういうもので何とか持っていかなければいけないと思う。

もう1つは、車を乗り入れしても乗降場に困るということについて、これは決定的なマイナスになってくる。これも改善が要る。

密集住宅地、古くからの市街地は高密度に古い住宅が広がるということだが、これについては防災まちづくりの推進、建物の耐震、空地进行を緑化して公園にする、そういうことが考えられる。

生駒駅の周辺については、防災対策としても災害時の避難場所あるいは災害時の貯水槽、それを兼ねて路地の公園を作る。特に空地、線路の上が空いているので、あれを利用して北側と南側のロータリーを2階建てにして公園にするとか、とにかく生半可なやり方では生駒駅前の魅力が出ないと思う。

部会長：たくさん意見をいただいた。1番目の50ページの位置づけについて、「市民と行政が協働で」を入れたらどうかというご意見だったが、これは具体的にどのあたりに入れるのか。

委員：一番最初に持ってきたらいいと思う。

部会長：3つの項目があるが、1つ項目を作るのか、またこの中に入れるのか。

委員：項目をつけたほうがよい。

部会長：事務局のほうはいかがだろうか。

事務局：都市マスは全体構想、地域別構想という形で方向づけをここに書かせていただいている。当然、根底は市民と行政の連携、参加ということで作っている。第4章で、その部分は大きく出てくる。市民とともに作っていくと。ここでは地域別構想の考え方の位置づけだけであるので、このように大きく3つを書いている。ご意見のとおり、都市マス上も市民と行政が連携して作っていくというのは大きなものになっている。その部分の表現については第4章の実現化に向けてということで書いている。ここではあえて要らないのではないか。

委員：私も同じようなことを一読したときに思った。後ろのほうで協働のまちづくりについて非常に細かく、追加資料でさらに細かく十分書いていただいていると思う。一方、地域別構想のところでもとまりある地区単位で協働のまちづくりをするので、その中でルール等を具体的に作っていただくということを書いておられるのだが、テクニカル的に言えば後ろへのつなぎ部分で1センテンスぐらいあってもよいのではないか。細かいことは後ろに書いているが、協働のまちづくりを小さなまとまり、地域別の単位で推進していくということはここで書かれている。それをさらに具体的に協働という形で進めていくのは後段の章で述べるということを書き記されてはどうか。当然、都市計画マスタープランとしては地区計画や景観、建築等の取り組みが大前提である。それが中心的な取り組みであって、このように書かれているのはいいと思うが、ただ、協働のまちづくりというもっと幅広いことができるというか、そうすべきところであるので、具体的なルールづくりを超えて、地区の中での問題解決の仕組みづくりとか、あるいは地区の中で協働で事業をしていくというところをもう少し書いてもいいのかなと思った。ただ、これも後ろとのバランスだが。

部会長：北部のまちづくりの方向として、地域拠点に人を集めてコンパクトシティを推進するという話とか、関連していると思うが、生駒駅周辺が魅力に乏しいので店舗等についてもいろいろ検討してはどうかとか、そういうご意見があった。私もコンパクトシティという話はあまりはつきりできないと思うので、全体構想の中で出てきた範囲で地域別構想の中にとりどころ入れてはどうかと思う。その過程で地域拠点の話とか生駒駅前の話にも触れていただいていたどうか。

大規模住宅団地が停滞しているという話があったが、このことについては何かお考えはあるか。

事務局：当然少子高齢化で、大規模団地については空き地、空き家の問題、生駒の場合はまだ空き家率は非常に低いのだが、将来を見据えれば当然そういう事態が考えられる。今年度、勉強会を立ち上げている。空き地・空き家対策、どのように今後やっていこうかという形で、ここでも全体のことは書いているが、それについては当然市としても勉強会を立ち上げて、将来どうやっていくのか、住み替え事業も含めながら検討している。全国でもいろんな形でやっておられるが、なかなかこれというものが少ないところである。それで一応事業者も入れて、どういう形で将来に向けて考えていこうかということで勉強会を立ち上げて、2回ほど行った。将来そういう形で何らかの施策を打っていきたいと考えている。

部会長：課題のあたりに少し書いてあると思う。勉強会の最中なので書けることもあまりないと思うが、もし書けそうなことがあれば検討していただきたい。

事務局：空き地・空き家対策もどこかで入れるということか。大体この中に入っているが。高山第2工区の話で、市民参加と言われているが、ご存じのように第2工区の場合、白紙になっている。全体構想の32ページに第2工区のまちづくりということで、「第2

工区は関係機関との連携のもと、将来の方向性について検討・調整します」ぐらいしか書けない。全く白紙になった。どういう形でされるのか、奈良県を含め、UR、生駒市が今のところ手詰まり状態になっている。方向性については市民参加もちろん考えられると思うが、都市マス上で市民を入れて検討しろというのはなかなかここでは書きにくい。おっしゃるとおりであり、当然やる上では行政としてはそういう形を取ると思うが、今の段階では……。

委員：この件について、10日ぐらい前にNHKの大阪版で特集が組まれていた。専門家が出てきて言うことには、バブルの絶好調のときに計画を立てて、それからずっと経過して、時だけたち、なぜ途中で修正しないのかと。このままのやり方だったら同じことの繰り返しになってくると思う。できるだけたくさんの方が知恵を絞ることが大事になってくると思う。

事務局：それは十分理解している。これからどうするのかというのは市としても大きい話である。やめるにしても、やるにしても、どちらを選択しても大変な課題になってくる。第2工区は288haあるが、實際上、6割をURが取得している。ところが、区画整理前なので土地がばらばらになっているのでどうしようもない。白紙になった場合でも維持管理を誰がするのかとか、いろんな課題がある。行政としてはこの辺は非常に大きな課題である。ここは当初は白に塗っていたが、分らないのでグレーを塗った。方向性については一応検討していくという形で総合計画に文言を合わせた。総合計画はもっと後退しているが、こういう表現にしている。

第2工区がご存じのように難しいのは、国の促進という法律がある。法律に基づいてやる部分である。奈良県の建設計画に基づいて第2工区は動く。関西学研なので、第1工区を入れて全体では333ha。その中で学研高山地区という形で取り組む。生駒市独自ではなかなか難しい。関西学研は12のクラスターになっている。その一部が高山地区である。精華西地区もある。12のブドウ型。つくば学研とは違う。生駒だけの学研高山をどうするのかという話は、生駒、奈良県、URだけでは済まない話である。関西文化学術研究都市であるので、関西全体の話である。それが難しい話である。

やる、やらないについては全く今のところ白紙である。奈良県知事はああいう形で表明されたのでどうするのか。当然市長も市民の意見を聞きながらやられると思う。全く動きが今のところない。そういう状況である。

部会長：ここについて、たまたまというか、都市計画マスタープランを見直す時期がいい時期ではなかったので書きにくいというところはあると思う。とりあえずこのままでよろしいだろうか。

また、密集市街地と防災と生駒駅周辺の防災という話もあった。そのあたりについてはいかがか。

事務局：生駒駅の北側で第2地区の再開発事業をやる。その中で、当然オープンに市民の意見を聞いて、いろんな形で、デザインも含め、機能的な話をやっている。防災機能

についても、その中で検討される。

第1地区と第2地区の連携のためデッキでつなぐとか、その間にオープンスペースを取るとか、公共施設的には今のところ聞いているのは図書館と、市民サービスが入るのかどうか分からないが、そういう部分で再開発事業のほうで検討されている。先ほど言われたようなことは大体入ってくると思う。中身的にはまだわからない。

とりあえず来年度に準備組合を設立する。そこで事業検討される。集客力、生駒駅の魅力、人を寄せる商業がない。いかに生駒で買い物をしていただけるか、方策を考えていく。どうしても大阪に近いので、当然勤めておられる方も大阪である。帰りに買い物をされる方がいる。それをいかにコンパクト的にやっつけようかというのは課題である。

部会長：密集市街地の住宅地についてはいかがだろうか。

事務局：地域区分の設定の中で、具体の取り組みについては全体で一度地域別構想の位置づけを見つめるつもりだが、具体については全体構想で位置づけているということで、安全安心とか地域拠点の中に入っている。その部分でどれをここへ持ってきたらいいのかという思いもある。

都市拠点を強化するのか、密集市街地の安心安全を、42ページに入っている部分を、どれをここへ、まちづくりの方向の中へ入れ込んでいくかということのご意見をいただきたい。

部会長：地域別構想なので、もう少し具体的な地名とかエリアが出てきてもいいのではないか。市としてそういう場所だと認識されているのであれば、課題のあたりに多少書き込んでもよいのではないか。

事務局：ここは拠点なので、都市拠点の中では土地の有効高度利用を入れている。中高層も含めた中で、土地自体、駅前もそうなるのだが、有効と高度という形で高度化を図ってまちづくりをやるという部分である。そういう部分をここにニュアンス的に入れるかどうか。

部会長：課題のところに入れて、それをどうするかは住民の皆さんが今後考えていただかなければいけない。容積を緩和するとかそういう話はここに入れられないが、課題として挙げていただいたらどうか。

事務局：中部エリアのところ。

部会長：それでよろしいだろうか。ほかに。

委員：地域別構想の中でいろいろと分けて示していただいている資料で、住民参加のあり方というのは、それぞれ課題は、住んでおられる方の年齢構成によってずいぶん違うと思う。1月の資料の中に、年少人口比率現況図とか、高齢者の比率の現況図というのをいただいているが、そういう資料があるのであれば、現況としてそれぞれこの地区の人口の構成がわかる図やグラフがあってもいいのではないか。ここというのは若い人たちがたくさんいるからこういうことが課題として挙がってくるのかなとか、高

齢者の方がこんなに多いから参加というのはこの辺で気をつけたらいいのかなというのが漠然と出てきてヒントになるのではないか。せっかく資料があるのにもったいない。

事務局：方向図というのを今書いているので、北部だとかという年齢構成的なものを入れたい。検討させていただく。

部会長：地域別構想についてはいろいろご意見をいただいた。今のご意見を参考に修正については私と事務局で検討するので、調整させていただきたい。次回の策定委員会のときにどう修正したか報告させていただく。

第4章、実現化に向けてについて、事務局から説明をお願いします。

事務局説明

部会長：今回の都市計画マスタープランは特に市民の力をまちづくりに生かしてもらおうということで、全体構想の中でもたくさん触れられている。それを具体的にどう推進していくかということをも第4章にまとめさせていただいている。たくさんの方が書いてあるが、見ていただいた範囲で、例えばもう少しこういうことが入っていると活動しやすくなるというようなご意見があればお願いしたい。

委員：1ページ、基本的な考え方について、「市民、行政がまちづくりの情報を共有する」ということを入れていただきたい。

市民の役割について、非常に柔らかく書いているのでこれでよいと思うが、市民が見た場合に、いろんな市民がいるので、義務感を持つような受け取り方をする人もいると思う。自治基本条例の第3章7条にまちづくりの参画の権利に、「市民はまちづくりの活動への参加、または不参加を理由として差別的な取り扱いを受けない」という基本条例の項目がある。それを※印でもよいので入れていただきたい。

自治基本条例第3章9条、まちづくり参画における市民の責務の中に、「公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない」という項目がある。これを市民の役割の中に入れてはどうか。

まちづくりの推進方策、2ページ、追加していただきたいのは、参加意識の向上。要するに参加の輪を広げていく。市民、行政も含めて、意識改革をして取り組んでいかなければいけない大きな課題だと思う。底辺を広げていくということを長期的にコツコツやっていかなければいけないと思う。意識としては、地域社会の利益につながり、ひいては次世代の住民のためになるという意識が大事だと思う。具体的に底辺を広げていくやり方というのは、委員の方から敦賀で中学生のお祭り云々という話があったが、協働のまちづくりについて、中学生あるいは小学生あたりにでも啓蒙運動をしていくことが大事になってくると思う。出前講座、都市計画とまちづくりという課題で、子どもたちにはまちづくりの小冊子を配布するか、まちづくりのアンケート、これ

は全部の小学生にやるのではなく、例えば市内の小学3年生、あるいは中学2年生に限る。生涯学習による意識啓発、学習実践。特に生駒の場合は寿大学という生涯学習がある。その中へまちづくり講座を入れるとか。

次に、まちづくりの支援については、補助制度を設けてはどうか。具体的には、住民が身近なまちづくりビジョンを具体化するために地域問題の解決とか生活環境の充実ということを条件に地区住民が中心になって取り組む活動に対して上限50万円まで補助を出すとか。

部会長：いくつかご意見をいただいた。最初の基本的な考え方のところにまちづくりの情報を市民と行政と共有するというご意見があった。いかがだろうか。

事務局：どのような文言にするか検討したい。

部会長：市民の役割のところ、市民がやらなければ自分に不利益があると感じそうだというご意見だったと思う。書き方を変えたらどうかということだが。または自治基本条例の本文を載せておくとか。

委員：この文章のままだと、受け取り方にもよるが、義務感を植え付ける。例えば変な話だが、最近話題になった検察とか警察が取り調べをする場合でも、黙秘権があるとか、しゃべれない権利もあるということと言わないといけならしい。それと同じような理屈で、もっと幅広く表現したほうがよいのではないか。

部会長：例えば自治基本条例の関係している文章を注釈の形で下に載せておくとかでもよろしいか。

委員：※印で。

部会長：検討していただきたい。

事務局：入れるのであれば、「自治基本条例の精神にのっとり」とかいう文をどこかに相対的に入れておくとか、第3章9条とか責務とかについてはなかなか書きこみにくい。「自治基本条例の趣旨とか精神に基づいて」とか、検討したい。

参加意識の向上、ここに関連するのであえてお許しいただきたいのだが、2ページに書いてあるのは推進方策である。参加意識の向上は市民の役割の基本的な考え方のほうに、入れるのであればそういう方向ではないか。

部会長：というご意見だが、よろしいだろうか。

最後のところでまちづくりの支援として補助制度等を入れたらどうかというご意見だが、直接書けないかなという気もするが。

事務局：今もまちづくり支援補助はやっている。来年度から少し変わって、まちづくりをやられる団体に対して1%の補助のために新しく取り組んでいる。これは3月議会に条例を上げて、条例化をしようと思っている。まちづくりに取り組んでおられる団体さん、地域等を含めて1%の支援を行政は考えている。それを市民活動推進課で検討している。この間、議会のほうで、3月議会に上げたいということを答弁した。そういうものが書けたらここに書きたい。⑤まちづくり活動に対する支援の充実に入れるかどうか

か。もう1度確認しながら支援制度を入れてみたい。

委員：基本的な考え方のところについては基本条例等の考え方を踏まえて書かれていると思うが、さらっと読むと少し真面目すぎるというか、モラルの高い人にならなければいけないのかなという感じを受けた。

基本的にはまちづくりというのは当然関心を持って取り組んでいただく、趣味でやっていただく、やりがいを感じていただく、それを生きがいにさせていただくという部分で参画いただくということで、すべてにおいて参画いただく必要はない。その部分は基本的な考え方では書きづらい気がする。市民主体のまちづくりへの支援のところ、言葉を入れていってはどうか。ただまちづくり活動に取り組む住民といっても、自ら関心を持って主体的にまちづくり活動に、ある分野においてというようなことを少し表現として入れてはどうか。やりがいを持って取り組める分野において市民が力を発揮いただく。それによってまちがよくなって、同時に個人として達成感を感じるとか満足感を感じるとか。両方の側面がないとまちづくりはうまくいかない。入れるのはなかなか難しいと実感しているのだが、少しソフトに入れ込むと何となく趣旨が伝わっていくのではないかという気がする。

これは議会にかけるのか？

事務局：議会へは報告である。都計審も報告である。

委員：都市計画マスタープランの中ではそれを求められていないのかもしれないが、要は間接民主主義と直接民主主義の融和というか、調和ということについてはここで触れる必要があるのかどうかというところなのだが。

事務局：道府県は区域マスタープランといって、これは都市計画決定事項。当然議会のほうにもご報告する。市町村マスタープランについては、作れという部分なので、審議会、議会等には、こういう基本的な方針を作りましたと報告させていただく。ただ、これを作る前提が、総合計画の基本構想で、これは議決事項なので、それに基づいて都市マスを作る。奈良県の区域マスタープランに基づいても整合性を取るという市町村マスタープランなので、議会との関係については当然こういう形で作りましたという計画書なので、報告をさせていただく。それ以外の意見については、パブコメをさせていただいて、その中で考えたい。

委員：ということは、議会の役割ということは特にここで触れなくても差し支えないということか。

新自治協議会と既存の自治会の関係というのは、既に整理ができているのかもしれないが、どういう格好で考えたらよいのか。

部会長：まだ整理ができていない。

委員：市民自治基本条例が施行されたのだが、なかなか協議会の設立に向けてやるといっても、どこが主体にやるのかということもまだ決まっていない。恐らく自治会が主体になるだろうということで、市民自治基本条例には一定のまとまりのある地域という

大まかな設定をされているので、当然校区ごとだろうということで生駒市の自治連合会も校区ごとに委員さんに出てきてくださいということで、今まで東西南北中と 5 つの連合会になっていたのだが、それでは校区ごとが入らない、地区によっては小学校が 2 つあるとか、3 つあるということでバラけている。私のところはたまたま東で、14 自治会あるのだが 1 つでまとまっている。多くのところは、北中でも 20 何自治会あって、それが 1 つの連合会になっている。小学校区ごとに出てきてくださいと。そこで寄って、その地域で出てきた課題を解決していこうと。設立に向けては当然出前講座もしていただけるし、金銭的な支援もしよう。金額的に曖昧になっているのだが、できるだけ支援しようということなのだが。

当然、自治会が主体にならざるを得ないのではないかということは私も理解しているのだが、どうやるのか、誰がやるのか。結局、先ほどおっしゃったように、敦賀市は自治会加入率 100%である。生駒市は 83%。入って、邪魔くさいことは要らないという住民が多い。地域の行事にも参加しない。意識改革していかないといけない。うちの自治会に引っ越してこれたら、任意団体だから自治会に入る入らないは自由であるが、「おたく、暗いところを歩きなさい」と。街灯の維持管理はどこがやっているのか。人の禰で相撲を取ったらあかんという話をして、できるだけ入れるようにしている。ワンルームマンションは特に入らない。3分の1だけオーナーが金を払えと。ワンルームマンションは特にたちが悪い。そこらじゅうにごみをほかすし。

そういうことから考えていくと、なかなか書いてあることは立派で、このようになっていけば一番いいのだが、まず底辺からやっついていかないといけない。入らない人を無理に入れてもトラブルになるだけのことである。まずとりあえず設立しようということで今頑張っているところである。それが主体となって、そこで出てきた問題を校区ごとで解決していこう。当然行政も。それが協働のまちづくりだと思っているのだが、権利意識ばかりが出て、口が達者な者が出てきて、その会をかき回すというのが今までである。市民協働でいいのだが、何かわけのわかん者が出てきて、わあわあ言って、声の大きい者の勝ちみたいな形になってきているから、その辺も我々は整理して、協力していただける団体、生駒市にはいろんな団体がある。そこへ一遍課長から手紙を送って、来てもらって、そこで調整しよう。協力していただけるのか、していただけないのかということで。民生児童委員は独居老人とか老々世帯を見て回られているから、その人らに来てもらおうと情報もよくわかるだろうということになったが、うちの団体も上にもう 1 つ大きな団体があるのだから、私らは下部だからそんなのようせんと言われる人が多い。行政は立派なことを書いてくれているが、実現するのに、ボランティアと言っても、そんなの恐らくそのときだけわあっと寄るが、すぐさっとどこかに行ってしまう。意識づけというのは根気よくやっついていかないとなかなか前を向いて、お題目は立派で、そのようにしていかなければいけないのだが、市民がそういう意識を持たなければいけない。

私の持論としては、生駒町の時代に戻れと。なぜかという、自分の自治会の道路が舗装されていなければ、道づくりをしようということで全員出てきてやった。出てこなければ罰金を取られた。今でも罰金を取っているところがある。うちもある。水利組合は出てこなければ、池の堤防の草刈りで、3,000円の罰金を取る。それと自治会は同レベルには行かない。罰金は取っていないが、できるだけ参加していただけるような行事を我々も考えているのだが、その辺がなかなか難しいところである。このところをうまいこと書いてくれている。これに向けて今努力している段階である。まず自治会加入率のアップを図ろうではないか。83%である。都市部としてはまだいいほうである。今の段階ではこのぐらいのことを書いていただいたら、これで結構だと思う。

部会長：先ほどおっしゃられたまちづくりにやりがいを感じるみたいな話があったが、私もそういうことがあったらよいと思う。今の書き方ではまちづくりの楽しい部分が見えてこない。義務で大変だけれどやらなければいけないとか、そういうことばかりではないと思うので、少しまちづくりの楽しさをみんなが感じられるような、そういうことを含めた仕組みづくりをどこかに入れていただいたらどうだろうか。

委員：僕らはちっぽけな活動しかしていないが、先ほど言われたように、自治会に入ると班長をしなければいけないとか、そういうのはかなわないから入らない人が結構いる。防災で何かあったときにどうするのか。お年を召して班長ができなければ、その班でみんな協力して、班ごとに物事を解決していく。できなかつたら自治会長に話をすればよいのだが、ちょっとしたことでも何でも自治会長に直に話を持ってこられる。まず組織的に自治会の班ごとにという形で小さく話を進めていかなければいけないと思う。私も今自治会の副をやっているが、内容を聞いていると、自分のことばかり考えているから、もっと全体的に考えてもらいたいと思っている。

委員：先ほどあまり義務づけしたらまずいというニュアンスのご意見があったと思うが、そういう人は義務を放ったらかして口やかましい。権利ばかり主張する。市民なのだが、税金を納めている以上、参加する権利も義務もある。それを明確にしていかないと、今はあまりにも人に頼るばかりで、何もしないというのが多い。

そういう点で今後、資料2に目を通させてもらったが、景観の問題でも緑を守らなければいけない、それは立派だ。それはおっしゃるとおりである。それなら、出てこいという、何かすると言っても出てこない。一定のまとまりのある団体がパーッと来るだけで、それも長続きしない。組織率の低下というのは痛切に感じる。老人クラブがみんな解散していく。そこらがどうも今の風潮なのではないか。

素案としてはこういう書き方にならざるを得ないと思う。これでいいのではないか。これを実施に移していけばいろいろ問題も出てくるので、そのときに修正していけばよい。点検と見直しの項目が入ったので、それはそれでいいのではないか。先ほど委員の方や部会長がおっしゃったようなことも加味して修正していただいたらよいので

はないか。

委員：2ページの④地域レベルの市民自治協議会の活動の支援のところ、以前からも出ていたのだが、まず自治基本条例についてご存じない市民の方もたくさんおられると思う。ここの支援の中にそういうことを周知する活動を入れてもよいのではないか。まちづくりのレベルを上げていくということ以前に、その意識のレベルのボトムアップが必要不可欠なので、そういう文言もあってもよいのではないか。

このような条例があることを小学校区単位に周知していくというのは可能性があるというのは前にお話した。小学校というのは、保護者が、子どもが通う6年間のうち1回は必ず役員をしなければいけないという縛りが結構きつくある。役員をしたときは、必ず小学校で総会にほとんどの人が参加されるので、そういう場でこういうものがあるという話をすれば、知らないという状態だけでも避けられるのではないか。地域活動や自治会に参加しにくい若い保護者の方にも幅広く知っていただける機会が小学校区単位ではあると思う。このような周知活動をしていくという文言があってもよいのではないか。

実際、自治会活動に参加させていただくと感じるのは、自治会というのは本当に必要不可欠な存在で、自治会に加入しないということがいかに勝手な行為であるかということも、自治会がどのような活動をしているかということがわかれば、すごくよくわかっていただけと思う。自治会についても参加しますか、参加しませんかとお伺いするときに、自治会はこんな活動をしていますということがわかるパンフレットでもあるとよいのではないか。

委員：転入届で役所に来られる。そのときに自治会に入ってくださいというパンフレットをお渡ししている。自治連合会は加入率アップに向けて、連合会として取り組んでいるのは地域力アップを目指してということで、地域力とは何かというと、結局は自治組織をちゃんとやろうということに向かって今取り組んでいる。

委員：例えばごみを出す管理も自治会がそれぞれでやっているとか、防犯灯についての管理も自治会がやっているという話。

委員：それは各自治会が取り組むべきだと思う。自治会によってレベルが違う。大きな村長がいるような2,000軒ある自治会と、15軒しかない自治会とある。都市部になると自治会の組織率は下がる。田舎に行くと100%である。それをどうするかということで、連合会もいろいろ話をしている状態である。結局、市民自治基本条例ができたので、そっちに取り組んで、そういう不平不満を持っている人も引きずり込んでやろうというふうに向かっている。そこまで書くのもどうかなと思ったりもする。意見としては、私はよく承っておくが、この中に入れても別に支障ないと思うが。

委員：要するに周知活動を行いながらということがあってもいいのではないか。これは「自治基本条例に基づく」と書いてある。これは皆さんよくご存じでしょうということで出発しているような形になってしまう。

委員：知らないと思う。

委員：実際に聞いても、知らない人のほうが圧倒的に多い。「周知活動を進めるとともに」みたいな、周知活動も現実的には必要なので、一言入れてもよいのではないか。

事務局：おっしゃられることはよくわかる。非常に難しい。自治基本条例の周知活動というのはやっておられるだろうし。ここで言う全体構想の中での情報提供という話にかかわってくる。自治基本条例を周知するというのを都市マスで書くというのはどうなのだろうか。

委員：「この都市マスの中で情報提供を行っていきます」程度でよいのではないか。市民自治基本条例はパンフレットを全部配った。また自治会長を全部集めて出前講座をやっていたら、私は部会長だからそこそこ理解しているが、一般の自治会長まで浸透していない面もある。今まであれもこれもと言っていた。しかし、あれかこれかに当然なっていくだろう。下支えとして自治会もそういう運動をやっているのだから、素案として提出する段階ではこのレベルでいいと思う。

私は地域公共交通の委員をやっている。いろいろ言われるが、狭隘な道路で、そこを得心して家を買ったのだから。年がたって歩けなくなったからバスを回せと。そんな屁理屈はない。応分の負担をするのかと私は言うのである。どこが主体でやるのか、赤字が出たら誰が負担するのか。地域で負担したらいいとか。そんなこと、ほっといってくれとわしは言いたい。1,000円や2,000円で住宅を買ったのではないだろう。萩の台などは特にそうである。駅が下にあるからしんどいと。知らないよ、そんなこと。そんなことまで言われたら金は何ぼあっても役所は持たないと私は言うのだが……。実際、足の不自由な人は確かに切実な問題だと思う。そこは理解しているのだが。

事務局：4番で、地域レベルの市民自治協議会の活動の支援で、「生駒市自治基本条例に基づく」と書いているが、ここを「生駒市自治基本条例を促進し」と変えてはどうだろうか。

委員：それでよいのではないか。

事務局：先ほどおっしゃっていることが総論的に言えるのかなと。全体構想では情報提供なども書いているので、ここではそういう形の文言ではどうだろうか。

委員：ここはそれでよい。最後に「積極的に支援していきます」でいいのではないか。今、積極的にやりますということになっているので。

委員：市民主体のまちづくりへの支援に関連して、結局まちづくりとは何ぞやというところに最後戻った話になるのだが、まちづくりという言葉の中にはすべてが入っている。福祉、環境、防災、すべてがそこに入っている。だから、どんな形でも入るのである。つまりハードルが低い。先ほどの話とつながるのだが、真面目に1から新たに取り組むのではなくて、今やっている活動の延長線上にまちづくりがあって、どんな形でも参画できるということを一言触れることで、2の市民主体のまちづくり支援のパラグラフが2つあるが、そのレベルで一言二言触れるとハードルが低くなったかなと

という印象を持ってもらえるのではないかと同時に、最終的には市民自治協議会という組織ができたらいのだが、まちづくりの入り口は自治会だけでなく、婦人会も、自主防災組織も、PTAもいろいろある。要するにいろんなチャンネルで入っていただきますと。自治会の加入率を高めるといのは一番いいと思うが、それ以外の形、何らかの形で、自分ができる範囲内で入っていただきますということを繰り返してうたってもいいのではないかと気がする。

まちづくりやコミュニティに参画したほうがいいという話を突き詰めていくと、価値論、そうしたほうがいい、べきだという話になってしまうのだが、それをあえて踏み込んで書くかというのは議論の分かれるところである。一方で、2点ほど言及できるとすれば、1点は、阪神・淡路大震災のときに瓦礫の下から助けられた人の8割は地域の人に助けられている。消防士に助けられた人は1人もいなかったという現実。最終的に助けてくれるのはコミュニティかもしれない。恐らくコミュニティだということを訴えるかどうかという話。それと、先ほどから何回も言われているが、コミュニティづくりとかそういう活動というのは昔はあったわけで、新しいことをやるわけではない。温故知新ではないが、一時期、高度成長期にコミュニティが外部化してそういうのがなくなったが、そういう活動をまた取り戻すという側面がある。ごく普通にあったことをまたもう1度やりましょうということを訴えるかどうか。もし訴えるのならば、訴える視点ではないかと気がする。

部会長：今のご意見に対してどうだろうか。

委員：その意見に賛成である。まちづくり条例と書いてあるから、どうしても難しい問題だと捉えられる可能性がある。

委員：20年ほど前は集会所も道もみんな自分たちで作っていたというのを読んで、私の年齢で感動した覚えがある。私より下の年代はそんなことは全く知らない世界である。どこかで言うと驚くこともあるかもしれない。

事務局：2番の市民主体のまちづくりへの支援という前に、「まちづくりとは楽しいものですよ」とか「わいわいがやがやしているんですよ」とか。

部会長：いろんな形でやれるということ。

委員：自分の関心に応じてとか、自分のできる範囲内で、いろんな形であなたも参画できますということをメッセージとして書いてもいいのではないかと。

事務局：市民主体のまちづくりの中へ、①から⑥の前に書いているところへそのような視点を入れて書くということか。

委員：2行、3行で一言触れると、まちづくりというもののハードルが低くなり、普段やっていることもまちづくりなんだなというレベルまで落ちたらいいのではなか。

部会長：どういう文章にするか、相談させていただきたい。

委員：今のに関連して一番大事なことを思い出した。市民自治基本条例の中にまちづくりの定義がある。それをぜひ入れていただきたい。

部会長：中身を見てから検討させていただきたい。

大体よろしいだろうか。いろいろご意見をいただいた。それについては私と事務局に一任いただき、調整して、次回、報告したいと思います。

次に、都市計画マスタープラン全体の素案について、事務局でまとめていただき、修正した部分があるので、説明をお願いします。

事務局：その前に、追加資料の最後のページについて説明させていただきます。

事務局説明

部会長：何かご意見は。

委員：進行管理について概ね5年ごとということで、これで前進できたのでよいと思う。

これにつけ加えていただきたいのは、自治基本条例54条の条例の見直し、「5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いた上で」という項目を参考にされてはいかがだろうか。これを入れていただき、「市民の意見を聞いた上で、この条例の規定について検討を加え、その見直し等の必要な措置を講ずるものとする」。

部会長：市民の意見というのは推進市民委員会のことか。

事務局：今、推進・協働・支援の施策を全体構想の中で勉強していただいている。それを行政の部分については庁内検討委員会の推進委員会でやる。協働支援については市民の方も入っていただいた中で組織化していきたい。

5年ごとというのは都市計画法の基礎調査、6条で規定されている部分について、もう1度調査した上で、土地利用、人口推移等も含めて調査をやるので、もう1回見直してはどうかと思っている。

部会長：進行管理については大体これでいいということだと思う。

都市計画マスタープラン素案の修正点について説明をお願いします。

事務局説明

部会長：これで全体が大体でき上がってきた。何かお気づきの点はあるだろうか。

委員：2ページの「計画の位置づけと目的」の「計画策定の背景と目的」に「人口減少社会の到来」云々とある。話は逸れるが、今都市計画マスタープランの見直しが迫られているが、どうして見直すのかとかいろいろ書いているが、先ほどから議題に出ているが、市民の意識が非常に低い。スタートラインからよーいどんで出発するのではなく、スタートラインより後ろから出発するような感じになっている。周回遅れというか。そういうことで、一番大事な目的と位置づけということについて、ここで「人口減少社会の到来」、これをもっとかいつまんで市民にアピールする必要があると思う。具体的には、人口が減少したらどうなるか。まず財政的に非常に不安定になってくる

ということ。それから、人口が減ってくると生活機能がマヒしてしまい、空き家が増えてくると空き巣が増えてきて治安が悪くなる。ろくなことがないわけである。これを表現していかれてはどうか。

現実に 6 ページの人口減少が赤い字で追加されているが、生駒の場合は減少してなくて、つい最近 12 万人を超えてきたという。ただ、前々回のいこま塾で副会長が交通関係で話されていたが、生駒駅の乗降客はここ 10 年で 1 割減っている。人口が減らないのに乗降客が減ったというのは、結局通勤者が減ったということになってくると思う。大阪に通勤していた人がリタイアした、それしか考えられない。

それと、生駒の人口構成を見ると、団塊の世代がここ 20 年ぐらい前からどっと流れ込んできている。2012 年、再来年から団塊世代の退職が増えてくる。そうなってくると、働き手で給料を持って帰ってきていた人が年金生活に変わってくるわけである。新聞記事によると、四国の徳島市でそういう現象が起きて、国保を 5 年間で 3 回改定した。そういう事態が生じてくる。

部会長：2 ページをもっと詳しくということか。6 ページにもだいたいが書いているので、あまりここで書かないほうがいいのではないかと思うが。

委員：今言ったことが書かれているか？

部会長：6 ページの記述も少し内容を精査して。

委員：私が言ったことが入っていないようであれば短い文章で入れてほしい。

もう 1 つは、安全安心、45 ページ、災害対策のマニュアル化について。私は災害の経験者なので申し上げておくと、マニュアルはあてにならない。大雨の災害の時に、私の経験では、バケツをひっくり返したような雨が 1 時間続くと、視界が 5m ぐらいになる。そうすると車は動かせない。道路も水浸しになるとどこが道路かわからなくなる。要するに動けなくなる。そうなってくると行政としては避難指示とか避難勧告を出す必要があるだろうが、出す決め手が非常に大事になってくると思う。雨量計とかいろいろある。マニュアルも大事だが、マニュアル以外の想定外のことが起こってくるわけである。池が決壊の恐れがあるのなら池にセンサー、監視カメラをつけるとか。具体的には大分県臼杵市が監視カメラを要所要所に 30 台つけている。京都は 2 億円の金を出してコンピュータ連動式のセンサー。京都は昔から鴨川が氾濫して京都のまちが水浸しに何回もなった経験がある。そういうことで、より細かな判断基準を出す必要がある。

担当の方は大雨の時に市内を歩き回っていただきたい。そうすると、全然考えられないようなことが起こってくる。例えば私の家の近くの小学校のグラウンドの排水管はちょっと雨が多いだけでいっぱいになって、すごい音を立てて流れている。怖い。そういう万全な策を講じられたらよいと思う。

部会長：マニュアルについてはいかがだろうか。

事務局：入り口としてマニュアルというのは有効である。最終的には判断というのはそれ

それぞれの局面によって必要だが、とりあえず何らかの物事を周知するとか、基準はこうなっているということを伝えるときにはマニュアルは有効である。ただ、マニュアルだけで物事は解決しない。マニュアルはあらゆるケースを書いていない。標準的なことだけしか書いていない。だから書いてあることは非常に少ないという限界を踏まえ、マニュアルを活用して、より深い理解を求めることが道筋だと思う。

委員：そのとおりの文章にしていきたい。

事務局：マニュアルに基づいていろんな形で周知する。そこでさらにそれぞれの主体が深く考えなければいけない。もし災害が起こったときにどうしたらよいか。それが前回から言っている事前復興、事前に考えましょうということである。個人個人が自分が災害に遭ったときにどう行動したらいいのかというシミュレーションを一旦しなければいけない。その作業をしていけば、いろんなことが起こってもある程度想定の中で動くことができる。マニュアルを読んで、表面的理解だけではそうはできない。そこを言葉として落とし込むのは難しいところがあるが、マニュアルを作るというのは行政の施策の中で1つの取り組みとしてある。それを置いたという格好の中でここには書かれていると思うが、さらにそれを超えて、「住民により深い理解を求めます」というところは、文言として何らかのことは書けるとは思う。

部会長：45ページの協働の真ん中の「災害時の応急体制の強化」に、「災害時の活動に必要なさまざまな技術、スキルの習得」ということも書き込まれているので、そういう意識があってこの文章は作られていると思う。ご意見があったので、事務局と考えたい。

委員：今のに関連して追加だが、30年前、トイレは水洗でなく、汲み取りだった。市内の業者だけで間に合わない。半月以上、待たされた。広域連合、広域の協力ということで、今、水道は奈良市のところで水道管がつながって、災害時にお互いに助け合うのだが、そういう事後処理。ボランティアの方はたくさん来てくれると思うが、ボランティアが来ても、今申し上げたようなことについては対処できない。ご参考まで。

事務局：広域連携というのは進めている。災害について、マニュアル化という部分で読んでいただいて、スキルの向上、ここでそういうものを記載している。言われたことは書いていないか？ もう1度検討する。

生駒は昔に比べると、雨が降ったときの我々の出勤回数は本当に少なくなった。以前は少し雨が降ると溝が詰まっているような状況だった。今は本当に少なくなった。担当していた時、雨が少し降っても溝が詰まったという通報ばかりである。ボールが詰まっていたり。今はかなりよくなってきた。貯留浸透とか、一時に水が出ない施策をやっている。グラウンドに一旦水を貯めている箇所も何カ所も作っている。真弓小学校は貯留浸透のグラウンドになっている。ガーッと出るのは、ぐっと絞っているから音がしている。

委員：それは安心である。

委員：水利の池の堤防の決壊という話があったが、それは各水利組合が責任を持ってや

っている。うちの自治会にも池が 3 つあるが、一番大きい池は 4,500 万円かけて修理した。それは全部水利組合持ちである。農家にしても、水を引く時間によって断水にならないように、ちゃんと余水吐きもある。一定の量が貯まったら逃げていくようになっている。それは各水利組合が責任を持ってやっていると思う。持ち主のない池はない。

部会長：今までいただいた意見をもとにして、私と事務局で調整させていただきたい。今日帰って思い出したことがあれば事務局に寄せていただきたい。

その他について、事務局から何かあるか。

事務局：1月14日から2月14日の間、パブリックコメントを実施させていただきたい。パブリックコメントの意見を受けて、最終の専門部会を開催させていただき、とりまとめさせていただき、都市計画マスタープランとしてまとめていただきたいと考えている。

部会長：この委員会もだいぶ終わりに近くなってきた。まだ部会もあるので、よろしく願いしたい。

委員：パブリックコメントは、個々の意見については聞き置くだけか。一々回答はしないのか。

事務局：そのように考えている。どんな意見が出るかわからない。

委員：一々答える必要はない。ご意見をお聞きして、ここに反映すればよい。

部会長：策定委員会で回答というか、説明はあると思う。

事務局：パブリックコメントをやり、第10回の専門部会で意見を紹介する。そこで最終的に都市マスを決めていただきたい。策定委員会では、景観部会の景観計画と条例が上がってくるので、景観のほうは最終答申をされると思う。都市マスのほうは策定委員会でパブリックコメントをやる。景観のほうは市がやる。やることは同じだが、両方の意見が出てくると思う。よろしく願いしたい。

事務局：今度の策定委員会はあと1週間しかない。いつもは事前に資料を郵送させていたが、今日ご意見をいただいた部分は部会長と修正し、最終的に提出させていただくのは会議当日になるかもしれない。よろしく願いしたい。

委員：時間的余裕がなければそれで結構である。

部会長：長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上